	※ <u>笼</u> 值 通信日付! 理事項	整理番号事	务所 景 管 理 番 号 申告区分	
受付印 分	法人番号			<u> </u>
西部県税事務所長殿		人税の 年 月 日 の 修申・更・ 令和		第六
所在地 広島市中区八丁堀13-16-201		事業種目 コンサル	ティング関連業務	六号様
本県が支店等   の場合は本店		期末現在の資本金の額額 という は 出資金の額額 (解散日現在の資本金の額額	兆 十億 百万 0 0 0 0 0	
(電話 (電話 (本がな)) ゆうげんがいしゃ いきものや	082- 222 - 3338	) (解散日現任の資本金の領) 又は出資金の額)		控
法人名 有限会社 いきもの屋		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法/	1 100 377 7	用
(ふりがな) やまぐち ゆきお (ふりがな) やまぐ	ぐち ゆきお	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	30000000	
代表者山口友紀雄 氏名山口友紀雄 氏名	2 7.1 = . 1	期末現在の質本金等の額	<del></del>	1
令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30	日までのエネースクスのす	<sup>[府県民税</sup> ・ 業 税の <b>確 定</b> 申告書 <sub>別法人事業税</sub>		
事 摘 要 課 税 標 準 税率	(100) 税 額	(使途秘匿金税額等)	兆 十億 百万 千 円 ( )	道
所 得 金 額 総 額 図 ** 「		法人税法の規定によっ (1) て計算した法人税額		府
業 所 年400万円以下の ② 0,0,0	兆 十億 百万 千	0 0   試験研究費の額等に係る   ②   法人税額の特別控除額   ②	)	見民
税 4 800万円を超え年 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0.0 還付法人税額等の控除額 ③		税
得 年800万円を超える ③ ①		00   退職年金等積立金に係る   4   (4   1   1   1   1   1   1   1   1   1	)	]
割 計 ⑨+⑩+⑪ ⑨		00 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 (5)	0,0,0	
軽減税率不適用法人 ③ 0,0,0		00 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	0,0,0	
付加価値額総額 34		法 人 税 割 額 (⑤又は⑥×1.00) (7	)         0	
価割付加価値額③	兆 十億 百万 千	0 0 道府県民税の特定寄附金   8	)	]
資資本金等の額総額。		税額控除超過額相当額の 加算額		
本割資本金等の額③ 0,0,0	兆 十億 百万 千	0 0   外国関系会社等に係る控除対象所得税額等相当額   又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		
収収入金額総額③		外国の法人税等の額の控 除額		]
入 割 収 入 金 額 ③	兆 十億 百万 千	仮装経理に基づく法人税   12   割額の控除額	)	1
合計事業税額 32 + 35 + 37 + 39 又は33 + 35 + 37 + 39	40	00 差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑪-⑫	0,0	
事業税の特定 寄附金税額控除額 (事業税額の控除額		既に納付の確定した当期 分の法人税割額	0,0	
差 引 事 業 税 額 (4) (1) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		0 0   租税条約の実施に係る法   15   人税割額の控除額	)	
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額 (45)	46	0 0   この申告により納付すべき法人   (16 税割額 (3 - (4) - (5) (16	0,0	
(1) 所 得 割 (2) 1 0,0 付加価値割	48	9定期間中において事務所 等を有していた月数		
内訳資本割倒 0,0収入割	60		2 1 0 0 0	
(4)のうち見込納付額 (5) <u>差</u> 引 (4)一句	© , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	割 既に納付の確定した 当期分の均等割額	0,0	
特別     摘要     課税標準       所得割に係る     100		額 この申告により納付すべ き均等割額 ® - ⑩	2,10,0,0	
人   特別法人事業税額    99	兆 十億 百万 千	0     0       この申告により納付すべき     21	2,10,0,0	関身
事 収 入 割 に 係 る 毎 特 別 法 人 事 業 税 額 6		00 ②のうち見込納付額 ②2		税理士名
合計特別法人事業税額(53+54)	65	00 差 引 ②-② ②	2,10,0,0	
仮装経理に基づく 特別法人事業税額の控除額 事業税額の一般	567	00 東場 特別区分の課税標準 24	0,0,0	
既に納付の確定した 当期分の特別法人事業税額 00 個収条約の実施に 係る特別法人事業税額		京合 都の に の 24 × 100 25	)	
この申告により納付すべき 特別 法人事業 税額 (60) 0 0 見 込 納 付 額	60	T	0,0,0	
(1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		る算 同上に対する税額 20×100 27	)	
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34)) 又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	63	295 法人税の期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額	兆 +億 百万 0,0 円 円 3 0,0 0 0,0 円	<u> </u>
所	64	法人税の当期の確定税額又は 連結法人税個別帰属支払額		電話
金 類 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等額 損失準備金勘定への繰入額	65 , , , , , , , ,	決算確定の日	令 4 · 8 · 30	
の	66	解散の日	• •	0 8
算 第 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課さ れた外国法人税額	67	残余財産の最後の分配又は引渡しの日		2
内 仮計 ⑥ +⑥ +⑥ -⑥ -⑥	(8)	295 申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有 無 法人税 有 無	2
訳 繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等が あった場合の欠損金額等の当期控除額	[69]	法人税の申告書の種類	i (青色)・ その他	$\frac{2}{7}$
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52)) 又は個別 所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(55))	(a)	295 この申告が中間申告の場合の計算期間		5 5
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	10	翌期の中間申告の要否要・否	国外関連者の有無 有・無	8 6
還付請求中間納付額		還付を受けようとする 金融機関及び支払方法 口座番号(普通	銀行 支店	<b>8</b> ~